

四街道市中小企業資金融資条例新旧対照表

改正案	現 行
(定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第32項</u>に規定する者をいう。 (3)～(7) (略)	(定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第2条第31項</u>に規定する者をいう。 (3)～(7) (略)